

平成26年度第1回広島県動物愛護管理推進協議会次第

日時：平成26年10月21日（火）
13:00～15:00

場所：県庁本館4階
広島海区漁業調整委員会委員室

1 開会挨拶

2 委員紹介

3 議題

- (1) 広島県動物愛護管理推進計画の進捗状況（平成25年度）の点検について
- (2) 動物愛護業務強化検討会における検討結果について
- (3) 犬猫殺処分数削減に向けた取組みのモデル事業について
- (4) 広島市8.20豪雨災害に係る動物救護の対応状況について

4 閉会

出席者名簿

区 分	所 属	役 職	氏 名
1 学識経験者	広島都市学園大学健康科学部	教授	田丸 政男
	広島市安佐動物公園 帝京科学大学	元園長 元教授	福本 幸夫
2 獣医師会	公益社団法人広島県獣医師会	常務理事	寺川 康彦
3 関係業界団体	広島県ペットショップ連合会	会長	沖本 秀和
4 動物愛護団体	公益社団法人日本愛玩動物協会広島県支部	支部長	宮崎 誠
5 研究機関	広島県立総合技術研究所 保健環境センター	センター長	應和 卓治
6 地域住民	一般財団法人広島県環境保健協会	常務理事	岡本 利貴
7 関係行政機関	広島県健康福祉局 食品生活衛生課	課長	積山 宝
	広島県動物愛護センター	所長	藤井 光子
	広島市動物管理センター	所長	鈴木 裕子
	呉市動物愛護センター	所長	佐々木 一隆
	福山市動物愛護センター	所長	古賀 聖得

広島県動物愛護管理推進計画概要

1 趣旨

広島県動物愛護管理推進計画は、少子高齢化、核家族化が進行する中で、動物飼養への志向が高まるなど、今日の動物を巡る状況を踏まえ、人と動物との調和のとれた共生社会の実現に向け、動物愛護管理に関わるすべての人々が取り組む具体的な計画として策定しています。

2 性格

- 動物の愛護及び管理に関する法律第6条に基づく計画
- 動物愛護管理に関わる様々な主体に共通の行動指針



3 基本方針

(1) 人と動物の調和のとれた共生社会の実現

地域社会においてより良いコミュニケーションを図り、動物が地域に受け入れられる存在となる、人と動物の調和のとれた共生社会を実現します。

(2) 連携・協働による施策の推進

従来の飼い主と動物の関係に主眼を置いた施策から地域社会との関係に主眼を置いたものへとシフトし、広島県、市町、動物愛護団体等、動物愛護に関わる各主体が連携・協働し、施策を推進します。

4 計画期間と数値目標

計画期間	平成 26 年 4 月 1 日～平成 36 年 3 月 31 日 (10 年間)
数値目標	平成 35 年度の犬猫の致死処分数を、平成 18 年度の致死処分数(13,117 頭)から 75%減少(約 3,200 頭) (平成 29 年度で 50%減少を中間目標とする)

5 課題への具体的取組

施策	具体的取組
1 普及啓発	動物愛護週間行事の充実
	動物愛護教育の充実
	動物の愛護及び適正飼養の広報の拡充
2 適正飼養の推進（動物の健康・安全の確保）	犬及び猫の引取り数の削減（飼い犬・飼い猫）
	犬及び猫の引取り数の削減（野良犬・野良猫）
	元の所有者への返還
	収容された犬及び猫の譲渡の推進
	動物の遺棄・虐待の防止
	犬の登録・狂犬病予防注射の促進
3 動物による危害・迷惑防止	地域ルール遵守の指導・啓発
	犬による咬傷事故の未然防止の徹底
	狂犬病対応マニュアルの活用
	特定動物の飼い主の社会的責任の遵守
	特定動物飼養許可施設の監視・指導の徹底
	人と動物の共通感染症の防止
4 所有者明示（個体識別）措置の推進	飼い主義務の周知徹底
	識別器具の整備
5 動物取扱業者の適正化	事業者評価に基づく重点的監視の実施
	新たな業態の監視指導の実施
	犬猫等販売業者の監視指導の徹底
	特定動物を販売する動物取扱業者への指導の徹底
	飼い主の責務に関する説明の徹底
	動物取扱責任者研修の充実
6 実験動物の適正な取扱いの推進	実験動物取扱施設への普及啓発
7 産業動物の適正な取扱いの推進	畜産業者等への指導
8 災害時対策	県及び市町の防災計画への参画
	災害時対策を適切に行うための体制の整備
	動物取扱業者の災害時対策の徹底
	特定動物の災害時対策の徹底
	災害時対策のネットワークの構築
9 人材育成	行政担当者の知識・技術の取得の支援
	動物愛護推進員の育成
	専門知識を持つ者の育成
	専門知識及び技能等を持つ人材の活用
10 調査研究の推進	調査研究の実施
	研究目録の作成

6 その他

本計画の進捗状況は、毎年協議会において点検を行い、その結果を公表する。

広島県動物愛護管理推進協議会設置要綱

(設置)

第1条 動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）第6条に規定する動物の愛護及び管理に関する施策を推進するための計画の策定及び変更に関する事項について、必要な意見聴取を行うため、「広島県動物愛護管理推進協議会」（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について意見聴取する。

- (1) 動物の愛護及び管理に関し実施すべき施策に関する基本的な方針
- (2) 動物の適正な飼養及び保管を図るための施策に関する事項
- (3) 動物の愛護及び管理に関する普及啓発に関する事項
- (4) 動物の愛護及び管理に関する施策を実施するために必要な体制の整備（国、関係地方公共団体、民間団体等との連携の確保を含む。）に関する事項
- (5) その他動物の愛護及び管理に関する施策を推進するために必要な事項

(組織)

第3条 協議会は、別表に掲げる者をもって構成する。

(会議)

第4条 協議会の会議は、広島県健康福祉局食品生活衛生課長（以下「食品生活衛生課長」という。）が招集し、会議を主宰する。

- 2 協議会は、必要に応じて開催するものとする。
- 3 食品生活衛生課長は、構成員（学識経験者を除く。）が出席できない場合、代理の出席を認めるものとする。
- 4 食品生活衛生課長は、必要に応じて関係者等の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(幹事会)

第5条 協議会に、協議会の運営について補佐するために、幹事会を置く。

- 2 幹事会は、別表に掲げる機関等の職員等をもって構成する。
- 3 幹事会は、食品生活衛生課長が招集する。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、協議会等の運営その他必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年6月1日から施行する。

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

別表

学識経験者（2名）

氏名	役職名
田丸政男	広島都市学園大学 健康科学部教授
福本幸夫	広島市安佐動物公園元園長（帝京科学大学元教授）

獣医師会（1名）

公益社団法人広島県獣医師会常務理事

関係業界団体（1名）

広島県ペットショップ連合会会長

動物愛護団体（1名）

公益社団法人日本愛玩動物協会広島県支部長

研究機関（1名）

広島県立総合技術研究所保健環境センター長

地域住民（1名）

一般財団法人広島県環境保健協会常務理事

関係行政機関（5名）

食品生活衛生課長
広島県動物愛護センター所長
広島市動物管理センター所長
呉市動物愛護センター所長
福山市動物愛護センター所長